

令和8年 第8回 福岡市選挙管理委員会

4月6日（月） 午前10時30分

議 題

1 議案

議案第6号 福岡市議会議員及び福岡市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程の一部を改正する規程案について

議案第7号 公職選挙法及び同法施行令の規定による選挙運動及び政党その他の政治団体の政治活動に関する規程の一部を改正する規程案について

2 報告事項

- ① 令和8年度選挙管理委員会の予算について
- ② 指定都市選挙管理委員会連合会表彰の被表彰者の推薦について

3 その他

今後の委員会開催予定日時

- ・ 令和8年4月20日（月） 午後5時30分
- ・ 令和8年5月7日（木） 午前10時30分
- ・ 令和8年5月20日（水） 午前10時30分

議案第6号

福岡市議会議員及び福岡市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程の一部を改正する規程案について

福岡市議会議員及び福岡市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年4月6日

福岡市選挙管理委員会

委員長 富 永 計 久

福岡市議会議員及び福岡市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程の一部を改正する規程

福岡市議会議員及び福岡市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程（平成6年福岡市選挙管理委員会規程第3号）の一部を次のように改正する。

別記様式第5号の1備考第5項第1号ア（ア）中「7円73銭」を「8円38銭」に改め、同号ア（イ）中「386,500円+5円18銭」を「419,000円+5円62銭」に改める。

別記様式第5号の2備考第5項第1号ア（ア）中「541円31銭」を「586円88銭」に改め、同号ア（イ）中「586,905円+28円35銭」を「609,690円+30円73銭」に改める。

別記様式第6号の2（別紙）備考第2項第1号中「7円73銭」を「8円38銭」に改め、同項第2号中「386,500円+5円18銭」を「419,000円+5円62銭」に改める。

別記様式第6号の3（別紙）備考第3項第1号中「541円31銭」を「586円88銭」に改め、同項第2号中「586,905円+28円35銭」を「609,690円+30円73銭」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

（理由）

福岡市議会議員及び福岡市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正（令和8年3月30日福岡市条例第3号）に伴い、関係規程の様式中の金額を改める必要があるため。

福岡市議会議員及び福岡市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程（平成6年福岡市選挙管理委員会規程第3号）新旧対照表

現 行	改 正 後																
<p>第1条～様式第4号の3（略） 様式第5号の1</p> <p style="text-align: center;">ビラ作成証明書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日 選挙（選挙区） 候補者</p>	<p>第1条～様式第4号の3（略） 様式第5号の1</p> <p style="text-align: center;">ビラ作成証明書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日 選挙（選挙区） 候補者</p>																
<p>次のとおりビラを作成したことを証明します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">ビラ作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">(電話)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">作成枚数</td> <td style="text-align: center;">枚</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">作成金額</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">備考</td> <td></td> </tr> </table>	ビラ作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	(電話)	作成枚数	枚	作成金額	円	備考		<p>次のとおりビラを作成したことを証明します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">ビラ作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">(電話)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">作成枚数</td> <td style="text-align: center;">枚</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">作成金額</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">備考</td> <td></td> </tr> </table>	ビラ作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	(電話)	作成枚数	枚	作成金額	円	備考	
ビラ作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	(電話)																
作成枚数	枚																
作成金額	円																
備考																	
ビラ作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	(電話)																
作成枚数	枚																
作成金額	円																
備考																	
<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> この証明書は、作成の実績に基づいてビラ作成業者ごとに別々に作成し、候補者からビラ作成業者に提出してください。 ビラ作成業者が福岡市に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。 この証明書を発行した候補者の得票数が公職選挙法第93条に定める数に達しないため供託物を没収された場合には、ビラ作成業者は、福岡市に支払を請求することはできません。 「作成金額」には、消費税及び地方消費税を含んだ金額を記載してください。 公費負担の対象となる額は、次のとおりです。 <p>(1) 単価 以下のア、イのいずれか少ない額 ア 次の作成枚数の区分に応じて算出される額 (ア) 確認された作成枚数が5万枚以下の場合 7円73銭 (イ) 確認された作成枚数が5万枚を超える場合 $386,500円 + 5円18銭 \times (\text{確認された作成枚数} - 5万枚)$ (1銭未満の端数がある場合は、その端数は1銭とする)</p> <p>イ 選挙運動用ビラ作成契約書の1枚あたりの額 (2) 枚数 作成枚数又はビラ作成枚数確認書に記載された確認枚数のいずれか少ない数</p>	<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> この証明書は、作成の実績に基づいてビラ作成業者ごとに別々に作成し、候補者からビラ作成業者に提出してください。 ビラ作成業者が福岡市に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。 この証明書を発行した候補者の得票数が公職選挙法第93条に定める数に達しないため供託物を没収された場合には、ビラ作成業者は、福岡市に支払を請求することはできません。 「作成金額」には、消費税及び地方消費税を含んだ金額を記載してください。 公費負担の対象となる額は、次のとおりです。 <p>(1) 単価 以下のア、イのいずれか少ない額 ア 次の作成枚数の区分に応じて算出される額 (ア) 確認された作成枚数が5万枚以下の場合 8円38銭 (イ) 確認された作成枚数が5万枚を超える場合 $419,000円 + 5円62銭 \times (\text{確認された作成枚数} - 5万枚)$ (1銭未満の端数がある場合は、その端数は1銭とする)</p> <p>イ 選挙運動用ビラ作成契約書の1枚あたりの額 (2) 枚数 作成枚数又はビラ作成枚数確認書に記載された確認枚数のいずれか少ない数</p>																

様式第5号の2

ポスター作成証明書

年 月 日 年 月 日
 選挙(選挙区) 選挙(選挙区)
 候補者 候補者

次のとおりポスターを作成したことを証明します。

ポスター作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名 (電話)	
作成枚数	枚
作成金額	円
当該選挙区(当該選挙区(当該選挙区)におけるポスター掲示場数)	箇所

備考

- この証明書は、作成の実績に基づいてポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が福岡市に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者の得票数が公職選挙法第93条に定める数に達しないため供託物を没収された場合には、ポスター作成業者は、福岡市に支払を請求することはできません。
- 「作成金額」には、消費税及び地方消費税を含んだ金額を記載してください。
- 公費負担の対象となる額は、次のとおりです。

(1) 単価

以下のア、イのいずれか少ない額

ア 次のポスター掲示場の数の区分に応じて算出される額

$$\begin{aligned} & \text{(ア) 当該選挙区(当該選挙区(当該選挙区)におけるポスター掲示場数が500以下の場合} \\ & \quad \frac{316,250\text{円} + 541\text{円} \times 31\text{銭} \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} \\ & \quad \left[\begin{array}{l} \text{1円未満の端数がある場合に} \\ \text{は、その端数は1円とする} \end{array} \right] \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} & \text{(イ) 当該選挙区(当該選挙区(当該選挙区)におけるポスター掲示場数が500を超える場合} \\ & \quad \frac{586,905\text{円} + 28\text{円} \times 35\text{銭} \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} \\ & \quad \left[\begin{array}{l} \text{1円未満の端数がある場合に} \\ \text{は、その端数は1円とする} \end{array} \right] \end{aligned}$$

イ 選挙運動用ポスター作成契約書の1枚あたりの額

(2) 枚数

作成枚数またはポスター作成枚数確認書に記載された確認枚数のいずれか少ない数

様式第5号の2

ポスター作成証明書

年 月 日 年 月 日
 選挙(選挙区) 選挙(選挙区)
 候補者 候補者

次のとおりポスターを作成したことを証明します。

ポスター作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名 (電話)	
作成枚数	枚
作成金額	円
当該選挙区(当該選挙区(当該選挙区)におけるポスター掲示場数)	箇所

備考

- この証明書は、作成の実績に基づいてポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が福岡市に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者の得票数が公職選挙法第93条に定める数に達しないため供託物を没収された場合には、ポスター作成業者は、福岡市に支払を請求することはできません。
- 「作成金額」には、消費税及び地方消費税を含んだ金額を記載してください。
- 公費負担の対象となる額は、次のとおりです。

公費負担の額=単価×枚数

(1) 単価

以下のア、イのいずれか少ない額

ア 次のポスター掲示場の数の区分に応じて算出される額

$$\begin{aligned} & \text{(ア) 当該選挙区(当該選挙区(当該選挙区)におけるポスター掲示場数が500以下の場合} \\ & \quad \frac{316,250\text{円} + 586\text{円} \times 88\text{銭} \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} \\ & \quad \left[\begin{array}{l} \text{1円未満の端数がある場合に} \\ \text{は、その端数は1円とする} \end{array} \right] \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} & \text{(イ) 当該選挙区(当該選挙区(当該選挙区)におけるポスター掲示場数が500を超える場合} \\ & \quad \frac{609,690\text{円} + 30\text{円} \times 73\text{銭} \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} \\ & \quad \left[\begin{array}{l} \text{1円未満の端数がある場合に} \\ \text{は、その端数は1円とする} \end{array} \right] \end{aligned}$$

イ 選挙運動用ポスター作成契約書の1枚あたりの額

(2) 枚数

作成枚数またはポスター作成枚数確認書に記載された確認枚数のいずれか少ない数

様式第6号の1～(別紙)その2の3 (略)
 様式第6号の2
 (別紙)

請求内訳書
 (ピラの作成)

作成金額		基準限度額			請求金額		備考		
単価 (A)	枚数 (B)	金額(C) =(A)×(B)	単価 (D)	枚数 (E)	金額(F) =(D)×(E)	単価 (G)		枚数 (H)	金額(I) =(G)×(H)
円	枚	円	円	枚	円	円	枚	円	

備考

- (C)欄には、消費税及び地方消費税を含んだ金額(1円未満の端数は切り捨て)を記載してください。
- (D)欄には、次により算出した金額を記載してください。
 (1) 確認書により確認された作成枚数が5万枚以下の場合
 7円73銭
- (2) 確認書により確認された作成枚数が5万枚を超える場合

$$\frac{386,500円 + 5円18銭 \times (\text{確認された作成枚数} - 5万枚)}{\text{確認された作成枚数}}$$
 は、その端数は1銭とする
- (E)欄には、ピラ作成枚数確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- (G)欄には、(A)欄と(D)欄とを比較して少ない方の金額を記載してください。
- (H)欄には、(B)欄と(E)欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。

様式第6号の1～(別紙)その2の3 (略)
 様式第6号の2
 (別紙)

請求内訳書
 (ピラの作成)

作成金額		基準限度額			請求金額		備考		
単価 (A)	枚数 (B)	金額(C) =(A)×(B)	単価 (D)	枚数 (E)	金額(F) =(D)×(E)	単価 (G)		枚数 (H)	金額(I) =(G)×(H)
円	枚	円	円	枚	円	円	枚	円	

備考

- (C)欄には、消費税及び地方消費税を含んだ金額(1円未満の端数は切り捨て)を記載してください。
- (D)欄には、次により算出した金額を記載してください。
 (1) 確認書により確認された作成枚数が5万枚以下の場合
 8円38銭
- (2) 確認書により確認された作成枚数が5万枚を超える場合

$$\frac{419,000円 + 5円62銭 \times (\text{確認された作成枚数} - 5万枚)}{\text{確認された作成枚数}}$$
 は、その端数は1銭とする
- (E)欄には、ピラ作成枚数確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- (G)欄には、(A)欄と(D)欄とを比較して少ない方の金額を記載してください。
- (H)欄には、(B)欄と(E)欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。

様式第6号の3
(別紙)

請求内訳書
(ポスターの作成)

当該選挙区 (当該選挙が行われる区 域)におけるポスター 掲示場数	作成金額		基準限度額		請求金額		備考		
	単価 (A)	枚数 (B)	金額(C) =(A)×(B)	単価 (D)	枚数 (E)	金額(F) =(D)×(E)		単価 (G)	枚数 (H)
箇所	円	枚	円	円	枚	円	円	枚	円

備考

- 「ポスター掲示場数」の欄には、ポスター作成証明書の「当該選挙区(当該選挙が行われる区域)におけるポスター掲示場数」欄に記載されたポスター掲示場数を記載してください。
- (C)欄には、消費税及び地方消費税を含んだ金額(1円未満の端数は切り捨て)を記載してください。
- (D)欄には、次により算出した金額を記載してください。
 - 当該選挙区(当該選挙が行われる区域)におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{316,250円 + 541円31銭 \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}}$$
 は、その端数は1円とする
 - 当該選挙区(当該選挙が行われる区域)におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{586,905円 + 28円35銭 \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}}$$
 は、その端数は1円とする
- (E)欄には、ポスター作成枚数確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- (G)欄には、(A)欄と(D)欄とを比較して少ない方の金額を記載してください。
- (H)欄には、(B)欄と(E)欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。

様式第6号の3
(別紙)

請求内訳書
(ポスターの作成)

当該選挙区 (当該選挙が行われる区 域)におけるポスター 掲示場数	作成金額		基準限度額		請求金額		備考		
	単価 (A)	枚数 (B)	金額(C) =(A)×(B)	単価 (D)	枚数 (E)	金額(F) =(D)×(E)		単価 (G)	枚数 (H)
箇所	円	枚	円	円	枚	円	円	枚	円

備考

- 「ポスター掲示場数」の欄には、ポスター作成証明書の「当該選挙区(当該選挙が行われる区域)におけるポスター掲示場数」欄に記載されたポスター掲示場数を記載してください。
- (C)欄には、消費税及び地方消費税を含んだ金額(1円未満の端数は切り捨て)を記載してください。
- (D)欄には、次により算出した金額を記載してください。
 - 当該選挙区(当該選挙が行われる区域)におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{316,250円 + 586円88銭 \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}}$$
 は、その端数は1円とする
 - 当該選挙区(当該選挙が行われる区域)におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{609,690円 + 30円73銭 \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}}$$
 は、その端数は1円とする
- (E)欄には、ポスター作成枚数確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- (G)欄には、(A)欄と(D)欄とを比較して少ない方の金額を記載してください。
- (H)欄には、(B)欄と(E)欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。

議案第7号

公職選挙法及び同法施行令の規定による選挙運動及び政党その他の政治団体の政治活動に関する規程の一部を改正する規程案について

公職選挙法及び同法施行令の規定による選挙運動及び政党その他の政治団体の政治活動に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年4月6日

福岡市選挙管理委員会

委員長 富 永 計 久

公職選挙法及び同法施行令の規定による選挙運動及び政党その他の政治団体の政治活動に関する規程の一部を改正する規程

公職選挙法及び同法施行令の規定による選挙運動及び政党その他の政治団体の政治活動に関する規程（昭和30年福岡市選挙管理委員会規程第1号）の一部を次のように改正する。

第15条の2第1号カ中「500円」を「1,000円」に改め、同号カを同号キとし、同号オ中「1,000円」を「1,500円」に、「3,000円」を「4,500円」に改め、同号オを同号カとし、同号エ中「12,000円」を「23,000円」に改め、同号中エをオとし、ウをエとし、イの次に次のように加える。

ウ 航空賃 航空旅行については、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額

第15条の2第3号ア中「船賃」の次に「、航空賃」を加え、「、イ及びウ」を「からエまで」に改め、同号イ中「10,000円」を「20,000円」に改め、同条第4号ア中「10,000円」を「15,000円」に改め、同号イ、ウ及びエ中「15,000円」を「20,000円」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

（理由）

選挙運動に従事する者及び選挙運動のために使用する労務者に対し支給することができる報酬及び実費弁償の額の基準の引上げ等を行う公職選挙法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、規程の改正を行うもの。

(新旧対照表)

○公職選挙法及び同法施行令の規定による選挙運動及び政党その他の政治団体の政治活動に関する規程 (抄) 波線部分が改正部分

改正前	改正後
<p>(実費弁償及び報酬の最高額)</p> <p>第15条の2 法第197条の2第1項及び第2項の規定により、選挙運動に従事する者に対し支給することができる実費弁償の最高額、選挙運動のために使用する労務者に対し支給することができる報酬及び実費弁償の最高額並びに選挙運動に従事する者(選挙運動のために使用する事務員、専ら法第141条第1項の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者、専ら手話通訳のために使用する者及び専ら要約筆記(法第197条の2第2項に規定する要約筆記をいう。以下同じ。)のために使用する者)に限る。第4号において同じ。)に対し支給することができる報酬の最高額を次のように定める。</p> <p>(1) 選挙運動に従事する者1人に対し支給することができる実費弁償の額</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>(新設)</p> <p>ウ (略)</p> <p>エ 宿泊料(食事料2食分を含む。) 1夜につき <u>12,000円</u></p> <p>オ 弁当料 1食につき <u>3,000円</u></p> <p>カ 茶菓料 1日につき <u>500円</u></p> <p>(2) 選挙運動のために使用する労務者1人に対し支給することができる報酬の額</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>(3) 選挙運動のために使用する労務者1人に対し支給することができる実費弁償の額</p> <p>ア 鉄道賃、<u>船賃及び車賃</u> 第1号ア、<u>イ及びウ</u>に掲げる額</p> <p>イ 宿泊料(食事料を除く。) 1夜につき <u>10,000円</u></p> <p>(4) 選挙運動に従事する者1人に対し支給することができる報酬の額</p>	<p>(実費弁償及び報酬の最高額)</p> <p>第15条の2 法第197条の2第1項及び第2項の規定により、選挙運動に従事する者に対し支給することができる実費弁償の最高額、選挙運動のために使用する労務者に対し支給することができる報酬及び実費弁償の最高額並びに選挙運動に従事する者(選挙運動のために使用する事務員、専ら法第141条第1項の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者、専ら手話通訳のために使用する者及び専ら要約筆記(法第197条の2第2項に規定する要約筆記をいう。以下同じ。)のために使用する者)に限る。第4号において同じ。)に対し支給することができる報酬の最高額を次のように定める。</p> <p>(1) 選挙運動に従事する者1人に対し支給することができる実費弁償の額</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ <u>航空賃 航空旅行については、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額</u></p> <p>エ (略)</p> <p>オ 宿泊料(食事料2食分を含む。) 1夜につき <u>23,000円</u></p> <p>カ 弁当料 1食につき <u>1,500円</u></p> <p>キ 茶菓料 1日につき <u>1,000円</u></p> <p>(2) 選挙運動のために使用する労務者1人に対し支給することができる報酬の額</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>(3) 選挙運動のために使用する労務者1人に対し支給することができる実費弁償の額</p> <p>ア 鉄道賃、<u>船賃、航空賃及び車賃</u> 第1号アからエまでに掲げる額</p> <p>イ 宿泊料(食事料を除く。) 1夜につき <u>20,000円</u></p> <p>(4) 選挙運動に従事する者1人に対し支給することができる報酬の額</p>

ア	選挙運動のために使用する事務員	1日につき	<u>10,000円</u>	1日につき	<u>15,000円</u>
イ	専ら法第141条第1項の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者	1日につき	<u>15,000円</u>	1日につき	<u>20,000円</u>
ウ	専ら手話通訳のために使用する者	1日につき	<u>15,000円</u>	1日につき	<u>20,000円</u>
エ	専ら要約筆記のために使用する者	1日につき	<u>15,000円</u>	1日につき	<u>20,000円</u>

(関係法令)

○公職選挙法(昭和25年法律第100号)(抄)

(自動車、船舶及び拡声機の使用)

第百四十一条 次の各号に掲げる選挙においては、主として選挙運動のために使用される自動車(道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第二条第一項第九号に規定する自動車をいう。以下同じ。)又は船舶及び拡声機(携帯用のものを含む。以下同じ。)は、公職の候補者(参議院比例代表選出議員の選挙における候補者たる参議院名簿登載者で第八十六条の三第一項後段の規定により優先的に当選人となるべき候補者としてその氏名及び当選人となるべき順位が参議院名簿に記載されているものを除く。次条において同じ。)一人について当該各号に定めるもののほかは、使用することができない。ただし、拡声機については、個人演説会(演説を含む。)の開催中、その会場において別に一そろいを使用することを妨げるものではない。

- 一 衆議院(小選挙区選出)議員、参議院(選挙区選出)議員並びに地方公共団体の議会の議員及び長の選挙 自動車(その構造上宣伝を主たる目的とするものを除く。以下この号及び次号において同じ。)一台又は船舶一隻及び拡声機一そろい(参議院合同選挙区選挙にあつては、自動車二台又は船舶二隻(両者を使用する場合は通じて二)及び拡声機二そろい)
- 二 参議院(比例代表選出)議員の選挙 自動車二台又は船舶二隻(両者を使用する場合は通じて二)及び拡声機二そろい

2～8 (略)

(実費弁償及び報酬の額)

第百九十七条の二 衆議院(比例代表選出)議員の選挙以外の選挙においては、選挙運動(衆議院小選挙区選出議員の選挙において候補者届出政党が行うもの及び参議院比例代表選出議員の選挙において参議院名簿届出政党等が行うものを除く。以下この項及び次項において同じ。)に従事する者に対し支給することができる実費弁償並びに選挙運動のために使用する労務者に対し支給することができる報酬及び実費弁償の額については、政令で定める基準に従い、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(参議院比例代表選出議員の選挙については中央選挙管理会、参議院合同選挙区選挙については当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会)が定める。

- 2 衆議院(比例代表選出)議員の選挙以外の選挙においては、選挙運動に従事する者(選挙運動のために使用する事務員、専ら第百四十一条第一項の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者、専ら手話通訳のために使用する者及び専ら第百四十二条の三第一項の規定によるウェブサイト等を利用する方法による選挙運動のために使用する文書図画の頒布又は第百四十三条第一項の規

定による選挙運動のために使用する文書図画の掲示のために口述を要約して文書図画に表示すること(次項及び第四項において「要約筆記」という。)のために使用する者に限る。)については、前項の規定による実費弁償のほか、当該選挙につき第八十六条第一項から第三項まで若しくは第八項、第八十六条の三第一項若しくは同条第二項において準用する第八十六条の二第九項又は第八十六条の四第一項、第二項、第五項、第六項若しくは第八項の規定による届出のあつた日からその選挙の期日の前日までの間に限り、公職の候補者一人について一日五十人を超えない範囲内で各選挙ごとに政令で定める員数の範囲内において、一人一日につき政令で定める基準に従い当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(参議院比例代表選出議員の選挙については中央選挙管理会、参議院合同選挙区選挙については当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会)が定める額の報酬を支給することができる。

- 3 衆議院(小選挙区選出)議員の選挙においては、候補者届出政党は、当該候補者届出政党が行う選挙運動に従事する者(当該候補者届出政党が行う選挙運動のために使用する事務員、専ら第百四十一条第二項の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者、専ら手話通訳のために使用する者及び専ら要約筆記のために使用する者に限る。)に対し、当該選挙につき第八十六条第一項又は第八項の規定による届出のあつた日からその選挙の期日の前日までの間に限り、一人一日につき政令で定める額の報酬を支給することができる。
- 4 衆議院(比例代表選出)議員の選挙においては、衆議院名簿届出政党等は、当該衆議院名簿届出政党等が行う選挙運動に従事する者(当該衆議院名簿届出政党等が行う選挙運動のために使用する事務員、専ら第百四十一条第三項の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者、専ら手話通訳のために使用する者及び専ら要約筆記のために使用する者に限る。)に対し、当該選挙につき第八十六条の二第一項の規定による届出のあつた日からその選挙の期日の前日までの間に限り、一人一日につき政令で定める額の報酬を支給することができる。
- 5 (略)

○公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)(抄)

(実費弁償及び報酬の額の基準等)

第二百九条 法第百九十七条の二第一項に規定する実費弁償及び報酬の額についての政令で定める基準は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- 一 選挙運動に従事する者一人に対し支給することができる実費弁償の額の基準 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額
 - イ 鉄道賃 鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額

- ロ 船賃 水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
- ハ 航空賃 航空旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
- ニ 車賃 陸路旅行(鉄道旅行を除く。)について、路程に応じた実費額
- ホ 宿泊料(食事料二食分を含む。) 一夜につき二万三千円
- へ 弁当料 一食につき千五百円、一日につき四千五百円
- ト 茶菓料 一日につき千円

二 選挙運動のために使用する労務者一人に対し支給することができる報酬の額の基準
次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

- イ 基本日額 一万円以内
- ロ 超過勤務手当 一日につき基本日額の五割以内

三 選挙運動のために使用する労務者一人に対し支給することができる実費弁償の額の
基準 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

- イ 鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃 それぞれ第一号イからニまでに掲げる額
- ロ 宿泊料(食事料を除く。) 一夜につき二万円

2～10 (略)

○公職選挙法施行令の一部を改正する政令(令和7年6月27日政令第227号)

附 則

(施行期日)

- 1 この政令は、公布の日の翌日から施行する。
(適用区分)
- 2 この政令による改正後の公職選挙法施行令の規定は、この政令の施行の日以後初めてその期日を公示される参議院議員の通常選挙の公示の日(以下「公示日」という。)以後にその期日を公示され又は告示される選挙について適用し、公示日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例による。

令和8年度 選挙管理委員会の予算について

(歳入)

科 目	令和8年度	令和7年度	比較増減(△)		事 項 説 明
			金 額	率	
18款 国庫支出金 2項 国庫補助金 1目 総務費国庫補助金	千円 -	千円 10,230	千円 △10,230	% △100.0	デジタル基盤改革支援補助金交付要綱に基づく補助金
19款 県支出金 3項 委託金 1目 総務費委託金	159,280	707,741	△548,461	△77.5	公職選挙法に基づく在外選挙人名簿登録事務費委託金 126千円
					公職選挙法に基づく県議会議員選挙費委託金 159,154千円
24款 諸収入 2項 保険料収入 1目 保険料収入	766	355	411	115.8	雇用保険法に基づく保険料収入 (会計年度任用職員分) 43千円
					厚生年金保険法に基づく保険料収入 (会計年度任用職員分) 723千円
24款 諸収入 12項 雑入 12目 その他の雑入	1	1	-	-	
歳 入 合 計	160,047	718,327	△558,280	△77.7	

(歳出)

2款 総務費
4項 選挙費

科 目	令和8年度	令和7年度	比較増減(△)		事 項 説 明
			金 額	率	
1目 選挙管理 委員会費	千円 281,255	千円 281,348	千円 △93	% △0.0	1 給与費等 269,735千円 (前年度予算) (市)委員長 月額 205千円 (市)委員(3人) 月額 157千円 (区)委員長(7人) 月額 90千円 (区)委員(21人) 月額 70千円 事務局職員 32人 ・正規職員 30人(市9人、区21人) ・会計年度 2人(市2人)
					(関連歳入) (24) 諸収入 766千円 雇用保険料収入 43千円 厚生年金保険料収入 723千円
					2 経常事務費 11,520千円 (5,906千円) (関連歳入) (19) 県支出金 126千円 在外選挙人名簿登録事務費委託金 (24) 諸収入 1千円 その他の雑入
					3 選挙システム関連経費 0千円 (13,005千円) (関連歳入) (18) 国庫支出金 0千円 デジタル基盤改革支援補助金

科 目	令和8年度	令和7年度	比較増減(△)		事 項 説 明
			金 額	率	
2目 選挙啓発費	千円 7,434	千円 6,300	千円 1,134	% 18.0	(前年度予算) 明るい選挙推進事業費 7,434千円 (6,300千円) 〔主な事業〕 ・一般有権者に対する啓発 4,958千円 (3,911千円) ・若者に対する啓発 1,390千円 (1,398千円) ・明るい選挙推進協議会の運営 1,029千円 (934千円)
3目 県議会議員選挙費	159,154	- (192,397)	159,154 (△33,243)	皆増 (△17.3)	(前回4年度予算) 1 一般職職員給与費等 17,379千円 (19,532千円) ・会計年度 112人 ※正規職員については時間外勤務手当等を計上 〔関連歳入〕 (19) 県支出金 17,379千円 県議会議員選挙費委託金 2 臨時啓発費 8,802千円 (6,982千円) 〔関連歳入〕 (19) 県支出金 8,802千円 県議会議員選挙費委託金 3 その他の選挙執行経費 132,973千円 (165,883千円) 〔主な経費〕 ・入場整理券郵送料 50,695千円 (35,659千円) ・ポスター掲示場の製作設置 52,193千円 (60,923千円) ・期日前投票所設営 5,132千円 (1,408千円) 〔関連歳入〕 (19) 県支出金 132,973千円 県議会議員選挙費委託金 R4年度 192,397 R5年度 168,950 計 361,347
4目 市長選挙費	675,635	- (478,116)	675,635 (197,519)	皆増 (41.3)	(前回4年度予算) 1 一般職職員給与費等 132,590千円 (113,812千円) ・会計年度 1,904人 ※正規職員については時間外勤務手当等を計上 2 臨時啓発費 66,905千円 (55,108千円) 3 その他の選挙執行経費 476,140千円 (309,196千円) 〔主な経費〕 ・入場整理券郵送料 100,922千円 (71,318千円) ・ポスター掲示場設置撤去 51,753千円 (49,663千円) ・選挙公営負担金補助 33,709千円 (19,236千円)
5目 市議会議員選挙費	199,114	- (190,426)	199,114 (8,688)	皆増 (4.6)	(前回4年度予算) 1 一般職職員給与費等 17,529千円 (19,696千円) ・会計年度 113人 ※正規職員については時間外勤務手当等を計上 2 臨時啓発費 8,801千円 (6,982千円) 3 その他の選挙執行経費 172,784千円 (163,748千円) 〔主な経費〕 ・入場整理券郵送料 50,695千円 (35,659千円) ・ポスター掲示場の製作設置 86,002千円 (53,942千円) ・期日前投票所設営 5,132千円 (1,408千円) R4年度 190,426 R5年度 325,232 計 515,658

科 目	令和8年度	令和7年度	比較増減(△)		事 項 説 明
			金 額	率	
▲ 参議院議員 通常選挙費	-	739,205	△739,205	皆減	
▲ 県知事選挙費	-	2,550	△2,550	皆減	
歳 出 合 計	1,322,592	1,029,403	293,189	28.5	

報告事項 2

指定都市選挙管理委員会連合会表彰の被表彰者の推薦について

令和8年度指定都市選挙管理委員会連合会表彰の被表彰者について、指定都市選挙管理委員会連合会表彰規程及び同施行細則、並びに福岡市・区表彰推薦基準に基づき、次の者を推薦する。

1 被推薦者（3人）

職名	氏名	略歴
城南区選挙管理委員会 委員長	古賀 勉	城南区選挙管理委員会委員 H30.6.30～R4.6.29 城南区選挙管理委員会委員長 R4.6.30～現在
西区選挙管理委員会 委員長	川口 晴義	西区選挙管理委員会委員長 H30.6.30～R4.6.29 西区選挙管理委員会委員長 R4.6.30～現在
西区選挙管理委員会 委員	中村 元氣	西区選挙管理委員会委員 H30.6.30～R4.6.29 西区選挙管理委員会委員 R4.6.30～現在

2 被表彰者の決定

市選挙管理委員会から推薦があった者について、通常会議（令和8年5月、さいたま市にて開催）で議決を得て決定する。

○指定都市選挙管理委員会連合会表彰規程（抜粋）

（趣 旨）

第1条 この規程は、選挙管理事務に関する表彰並びに感謝状の贈呈(以下「表彰等」という。)について、必要事項を定めるものとする。

（被表彰者等の推薦）

第2条 表彰等は選挙管理委員会の委員若しくは職員として、次の各号の一に該当する者で市選挙管理委員会の推薦があった者につき、通常会議の議を経て、これを行う。

- (1) 選挙管理委員で特に功労があり、他の範とするにたる者。
- (2) 選挙管理委員会の職員で精励よく選挙事務を遂行しまたは有益な研究を遂げ、他の範とするにたる者。
- (3) 市選挙管理委員会の委員又は職員で指定都市選挙管理委員会連合会の運営について特に功績のあった者。

2 前項の表彰等は、毎年予算の範囲内で行う。

（表彰等の方法）

第3条 表彰等は、毎年一回通常会議において、表彰状並びに感謝状を贈呈して行う。

（委 任）

第4条 この規程の施行について、必要な事項は会長が別に定める。

○指定都市選挙管理委員会連合会表彰施行細則（抜粋）

（趣 旨）

第1条 指定都市選挙管理委員会連合会の行う表彰並びに感謝状の贈呈(以下「表彰等」という。)については、指定都市選挙管理委員会連合会表彰規程(昭和40年11月18日施行、以下「規程」という。)の定めるもののほかこの細則の定めるところによる。

（表彰等の範囲）

第2条 表彰等は、次の各号に該当する者につきこれを行う。

- (1) 表彰は、市・区選挙管理委員会の委員又は職員として永年その職にあって規程第2条に該当する者。
- (2) 感謝状の贈呈は、市選挙管理委員会の委員又は職員として規程第2条に該当する者。

（表彰等の数）

第3条 表彰等の数は、毎年1市につき3人以内とする。ただし規程第2条第3号に該当する者についてはこの限りでない。

（表彰等の推薦）

第4条 市選挙管理委員会の委員長は毎年4月1日現在で、表彰等該当者の職、氏名、年令、委員会関係の略歴、勤続年数、功績の内容を記載した推薦調書を作成し、同月15日までに会長に提出するものとする。

（表彰等の決定）

第5条 会長は、前条の推薦調書の提出があったときは、次の通常会議に諮り、表彰等を決定するものとする。

（表彰等の実施）

第6条 表彰等は、前条の通常会議においてこれを行うものとする。

- 2 表彰等は、表彰状または感謝状を当該市選挙管理委員会を経て贈呈する。

○福岡市・区 表彰推薦基準（内規）

- (1) 委員については、在任期間が7年以上の者。
期間は、複数の在任又は在職期間を有する場合は通算し、暦の1月に満たないものは切り捨てるものとする。（以下期間について同じ）
- (2) 職員については、在職期間が5年以上の者。
- (3) 在任及び在職期間が同じである場合は、役職期間の長短による。
- (4) 役職期間が同一である場合は、年齢の高低、及び退職の可能性の有無。
- (5) 隔年毎に委員と職員を交互に推薦する。
ただし、委員または職員の表彰の数が3名に満たないときは、他方から推薦する。
- (6) (5)ただし書によっても充足しない場合は、本則に戻り、在任又は在職期間の長い者順に推薦していくこととする。
- (7) 削除
- (8) 過去の受賞者をのぞき、表彰される年度の前年度に在任又は在職していた者を対象とする。